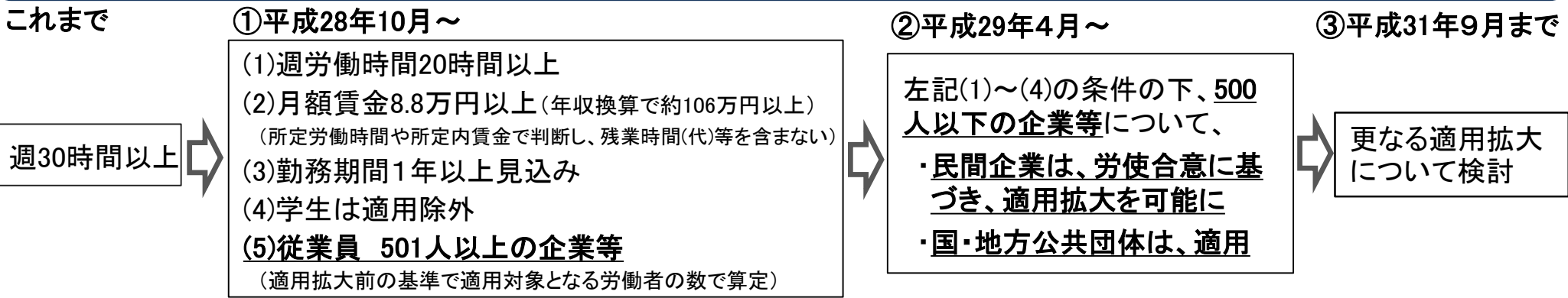


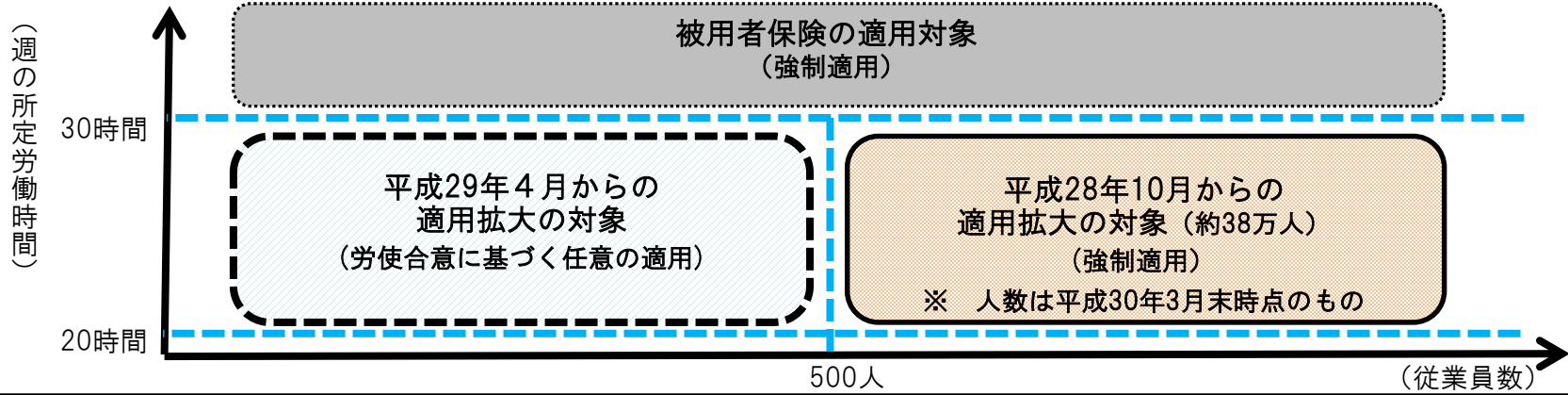
# 短時間労働者への被用者保険の適用拡大

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険(年金・医療)の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (平成28年10月～) 501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。
- ② (平成29年4月～) 500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)
- ③ (平成31年9月までに) 更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。



## <被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)

238

## 2-② 扶養手当の見直し

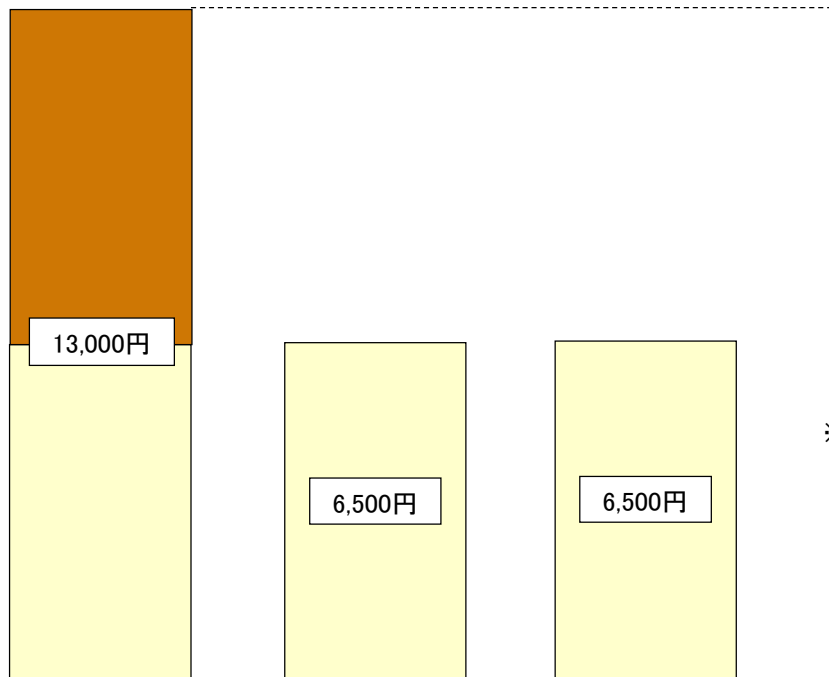
平成28年8月8日  
職員の給与等に関する報告 [人事院]  
給与勧告の仕組みと報告のポイント(抜粋)

### 見直しのポイント

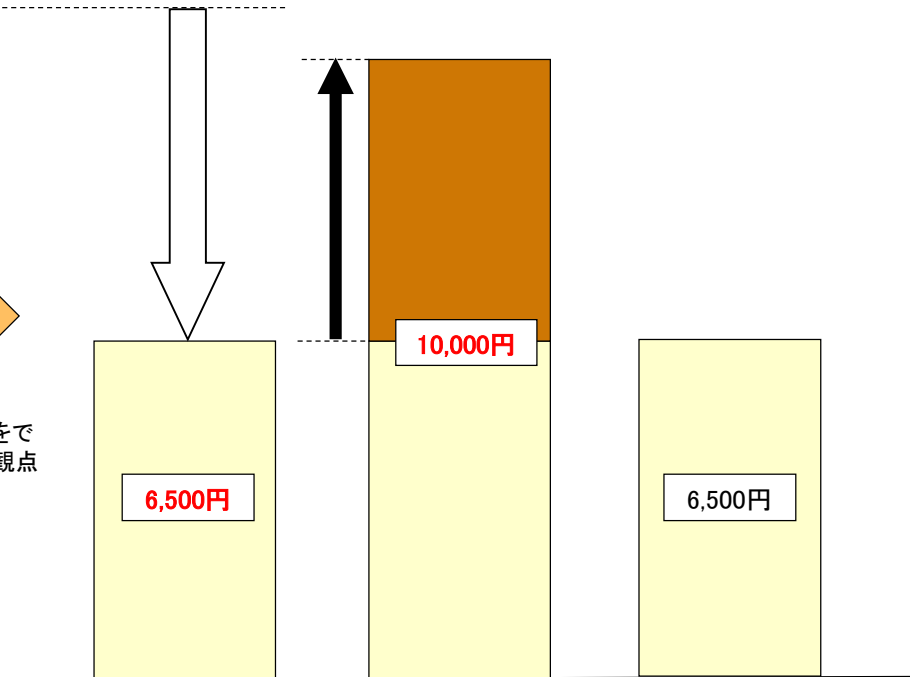
配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生じる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）

本府省課長級（行政職俸給表（一）9・10級相当）の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。本府省室長級（行政職俸給表（一）8級相当）の職員には、3,500円支給

#### <現行>



#### <見直し後>



（本府省課長級は**不支給**  
本府省室長級は**3,500円**）

（本府省課長級は**不支給**  
本府省室長級は**3,500円**）

# マイナンバーカード等への旧氏併記の推進

**【概要】女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカード等への旧氏併記が可能となるよう、システム改修(市区町村の既存住基システム等の改修)を行う。**

システム改修経費：H28第2次補正予算93.8億円 H29当初予算0.2億円 H29補正予算100億円

## <平成28年の閣議決定等(旧氏併記を実施すべき)>

○男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について  
(H28.5.13男女共同参画会議)

「住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める…べき」

○世界最先端IT国家創造宣言(H28.5.20閣議決定)

「…旧姓併記等の券面記載事項の充実…その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現」

等

## <平成29年の閣議決定等(平成30年度以降速やかに実施すべき)>

○女性活躍加速のための重点方針2017(H29.6.6すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが、平成30年度以降速やかに可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。」

○未来投資戦略2017(H29.6.9閣議決定)

「…券面への旧姓併記の推進等マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。」

○世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(H29.5.30閣議決定)

「マイナンバーカード等への旧姓併記に係る住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正及びシステム改修等を行い、平成30年度以降、速やかに全国で開始。」

等  
240

## <平成30年の閣議決定等(平成31年11月を目途に実施すべき)>

○女性活躍加速のための重点方針2018(H30.6.12すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

「住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカード等に本人からの届出により旧姓を併記することが、平成31年11月を目途に可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。」

○世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(H30.6.15閣議決定)

「マイナンバーカード等への旧氏併記に係る住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正及びシステム改修等を引き続き行い、平成31年11月を目途に全国で開始。」

## (旧氏併記のイメージ)







## 女性活躍加速のための重点方針2018における旅券への旧姓併記に係る記述

### 2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

#### (1) 働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討

(中略)

住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカード等に本人からの届出により旧姓を併記することが、平成31年11月を目途に可能となるよう、関係法令の改正を行うとともに、システム改修を行う。【総務省】

旅券について、平成31年度中に、本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、諸外国の運用も考慮に入れつつ、旧姓の記載方法変更も含め、早急に実現に向けて取り組む。【外務省】

銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、引き続き関係機関等に働きかけを行う。

【内閣府（男女局）、関係府省】

## 現行の旧姓併記の運用

旅券に記載する氏名は、戸籍に記載されている氏名の表記が原則（旅券法施行規則第5条第2項）。ただし、①外国における「旧姓」での活動や実績、②職場で旧姓使用が認められている者が業務により外国に渡航する必要性が確認できる場合には、旧姓を併記する必要性を個別に判断した上で、旅券の身分事項頁に戸籍上の姓の表記の後に括弧書きによる旧姓の併記を認めている。

## 旅券における別名併記（旧姓併記を含む）の実績

(1) 旅券において、旧姓併記は別名併記の一つの形態と整理。別名併記には、旧姓のほか、配偶者が外国人であって戸籍上は日本姓を維持している者について、渡航の便宜から必要とされる場合、当該外国人配偶者の姓を併記する等の例がある。

(2) 平成29年(暦年)に旧姓併記を含む別名併記を認めた件数(一般旅券)は、33,260件(国内: 11,570件, 国外: 21,690件)であり、一般旅券発行数全体(3,959,468件)の約0.84%。(旧姓併記に限っての統計はとっていない。)



事業概要・目的

○地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災（予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階を含む）に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。

事業イメージ・具体例

○過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、地方公共団体が行き届く際の基本的事項を示した取組指針が、公表から5年以上が経過し、熊本地震等の新たな災害の経験も踏まえ内容を改訂するほか、最新の事例等を書き加える。

資金の流れ

○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針改訂



期待される効果

○男女共同参画の視点からの地域防災に関する取組が推進されることにより、地域における生活者の多様な視点が反映され、地域の防災力向上が期待される。

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することで「よりよい復興」(build back better)につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

## 事例集の作成・公表

- 主に女性が中心となっていて行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 事例は、まちづくり、仕事づくり、健康づくり、居場所づくり、人材育成、情報発信の6分野に分類。
- 平成24年11月以降、107事例（平成30年8月末現在）をとりまとめ、復興庁ホームページで公表。



男女共同参画の視点からの復興  
～参考事例集～（第17版）

## 復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらう（＝浸透させる）ための活動。
- パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様